

2010年自治体キャラバンについて (回答)

■ 提出者：国民大運動鳥取県中部実行委員会

■ 提出日：平成22年11月1日

■ 回答日：平成22年11月30日

1. 国保について 1)～9)

1) 所得階層別世帯数と保険料額 (本算定時での調定額)

【回答】 医療保険課 (電話：22-8124)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	世帯数	調定額	世帯数	調定額	世帯数	調定額
所得なし	2,607	76,233,200	2,637	74,556,700	2,763	97,827,100
33万円以下	924	27,098,300	915	26,194,600	961	33,608,500
50万円以下	423	19,501,300	437	20,395,800	456	26,530,500
100万円以下	1,195	97,894,700	1,227	99,563,400	1,277	127,887,200
200万円以下	1,983	281,352,100	2,051	287,208,000	1,868	324,538,300
300万円以下	802	175,422,400	782	171,287,300	699	187,406,000
400万円以下	306	91,139,700	316	93,887,500	259	93,793,100
500万円以下	147	55,322,100	149	54,896,900	129	57,747,900
500万円超	219	120,351,100	221	120,031,900	179	114,225,500
合 計	8,606	944,314,900	8,735	948,022,100	8,591	1,063,564,100

2) 所得階層別世帯数と滞納世帯数 (決算時)

【回答】 医療保険課 (電話：22-8124)

区 分	平成20年度		平成21年度		※現年度分
	世帯数	滞納世帯数	世帯数	滞納世帯数	
所得なし	2,624	135	2,898	125	
33万円以下	1,030	37	1,020	34	
50万円以下	485	17	502	17	
100万円以下	1,335	65	1,473	59	
200万円以下	2,299	144	2,420	151	
300万円以下	928	64	922	49	
400万円以下	347	17	352	14	
500万円以下	170	7	167	6	
500万円超	282	11	265	9	
合 計	9,500	497	10,019	464	

3) 保険料の差し押さえ世帯数

【回答】 医療保険課（電話：22-8124）

平成20年度 180世帯
平成21年度 304世帯

4) 保険料の減免世帯数

【回答】 医療保険課（電話：22-8124）

平成20年度 3世帯
平成21年度 4世帯
平成22年度（現時点） 1世帯

5) 法44条の窓口負担の減免世帯数

【回答】 医療保険課（電話：22-8124）

平成20年度 0世帯
平成21年度 0世帯
平成22年度（現時点） 0世帯

6) 一人当たりの医療費

【回答】 医療保険課（電話：22-8124）

平成20年度 287,119円
平成21年度 300,148円

7) 21年度保険料算定時、22年度予定収納率と21年度決算時の収納率

【回答】 医療保険課（電話：22-8124）

区分	平成21年度	平成22年度
予定収納率	90.44%	92.14%
決算時収納率	91.81%	—

※現年度

8) 国保の「広域化」についてのお考え

【回答】 医療保険課（電話：22-8124）

国民健康保険は、その財政単位を市町村としているため小規模保険者が多数存在しており、そのような小規模保険者では財政運営が不安定となりやすい傾向があります。

また、被保険者側からすれば保険給付は全国共通であるものの、保険料（税）は保険者ごとに異なり、不公平感があります。

さらに、高齢者の加入割合が高いことから、一人当たりの医療費が他医療保険制度に比べて高額となっていること、昨今の急激な景気後退に伴う倒産や解雇による非自発的な失業者の増加などの被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きといった構造的な問題を抱えています。

保険規模が小さいことによる財政の不安定を解消するためには、保険規模の拡大を図り保険リスクを分散させることや、事務の効率化が効果的であり、また、保険料（税）の平準化を図り、被保険者の不公平感を解消することが必要であると考えます。

なお、被保険者の年齢構成や所得分布の差異といった構造的な問題は、保険規模を拡大しても解決する

ものではありませんので、医療保険制度全般の見直しを行い、安定的で持続可能な医療保険制度を構築していくよう国に要望していきたいと考えます。

9) 国保の高齢及び後期高齢者医療費の窓口負担区分判定について

【回答】 医療保険課（電話：22-8124）

70歳以上で住民税課税所得が145万円以上の方は、一部負担金割合が3割となりますが、収入が単身で383万円未満、複数で520万円未満の場合は1割となります。この場合、国民健康保険法施行規則第24条の3の規定により、申請書を保険者に提出しすることとなっています。

本市の場合、高齢受給者証更新時（後期高齢者医療の場合は保険証更新時）には、事前に窓口申請の案内を個別に行き周知を図りながら対応し、未申請の場合は直接連絡を取りながら対応しており、平成22年度においては国保、後期高齢いづれも事前の案内通知により全件申請済みとなっています。

2. 熱中症対策に係る要望について 1)～4)

1) 熱中症、脱水予防に関するパンフレットなど

【回答】 保健センター（電話：26-5670）

メール配信、公民館報等により啓発に努めました。（別添のとおり）

2) 認知症、独居高齢者など安否確認、温度測定、冷房機器の有無

【回答】 長寿社会課（電話：22-7851）

熱中症についての予防、対策を要介護・要支援者が利用する介護保険サービス事業所に対して、7月21日・8月19日に通知で注意喚起を行っています。施設への通所、ホームヘルパーの訪問、ケアマネジャーの訪問、地域包括支援センターの訪問を通じて、安否確認がなされるとともに熱中症への注意喚起も行われています。また、市社会福祉協議会へも通知し、独居高齢者を見守る福祉協力員を通じた見守り注意喚起のお願いをしたところです。

温度測定、冷房機器の有無の確認については、実施はしていませんが、訪問時に部屋の換気や冷房機器の設置があれば使用をするような声掛け等を行っています。

熱中症に限らず、独居高齢者については、日頃より民生委員、福祉協力員が様子に異変がないか見守りをお願いしているところです。また、特に緊急時やより細やかな見守りが必要な方については、緊急通報装置の設置、配食サービスによる見守りなどで対応しています。

また本市では、要介護認定や保健福祉サービスの利用のない認知症の人についても、家族や近隣住民がいち早くその異変に気づくことができるよう認知症サポーター養成講座の実施により認知症の理解と周囲での見守りの大切さについて周知を図っているところです。

3) 低所得者など冷房機器購入の補助、水分補給ドリンクなどの届け

4) 低所得者などに電気料金の補助制度の実施

【回答】 福祉課（電話：22-8118）

低所得者世帯である生活保護世帯におきましては、冷房機器の購入、水分補給ドリンク等の宅配についての特別な扶助はなく、電気料金も含めこれらの費用は、毎月の基準生活費の中でやりくりしていただくこととなっています。

ただ、夏期の特別な需要に対し、法外扶助として毎年8月に夏期見舞金（県+市）を支給しています。（一人世帯7,700円、二人世帯8,200円～）

3. 最低保障年金制度をつくることを国に要請してください

【回 答】 市民課（電話：22-8155）

昭和36年「国民皆年金」として国民年金制度が施行され、すべての国民に対する老後保障の基盤となっています。健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする国民年金制度であり、将来にわたり安心できるものでなくてはなりません。

要請に基づき、機会あるごとに要望していきたいと考えています。

4. 肺炎球菌ワクチンの補助をしてください

【回 答】 保健センター（電話：26-5670）

肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。また、小児においてもその感染により肺炎、化膿性髄膜炎、敗血症を始め、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎等の原因菌となっています。

これらの病気の予防についてはワクチンの接種が効果的とされ、全国的にも接種が開始となっている自治体も増加している状況にあると聞いています。

本市において現在は実施していませんが、今後は国の動向を勘案して検討をすると共に、国や県に対して、予防接種法に明確に位置づけ、予防接種費用の助成が実施されるように要望をしてみたいと考えています。

5. 医師、看護師など医療従事者不足対策を国に要請してください。

【回 答】 保健センター（電話：26-5670）

安心、安全な医療の確保は重要な課題であり、今後も国に医師、看護師を確保していただきたいことを要望してまいります。

6. 子育て対策について 1)～2)

1) 子宮頸がんワクチンを無料で接種できるようにしてください。

【回 答】 保健センター（電話：26-5670）

本市におきましては、平成23年1月から中学1年～3年生の女子を対象にして1回10,000円の子宮頸がんワクチンの費用助成を開始する準備をしているところです。

このワクチンは子宮頸がんの予防には有効なワクチンであり、国や県に対して、予防接種法に明確に位置づけ、予防接種費用の助成が実施されるように要望をしてみたいと考えています。

2) 細菌性髄膜炎ワクチンを無料で接種できるようにしてください。

【回 答】 保健センター（電話：26-5670）

本市におきましては、平成22年4月から生後3か月～5歳未満の乳幼児を対象に、ヒブワクチン予防接種費用の助成（1回1,500円）を実施しているところです。

このワクチンは細菌性髄膜炎の発病又はその重症化を防止するには効果があるとされていることから、国や県に対して、予防接種法に明確に位置づけ、予防接種費用の助成が実施されるように要望をしてみたいと考えています。

以上